



明石市中小企業ジェンダー平等促進助成制度の導入について

誰もが働きやすい職場づくりを進めるための取組として、中小企業者が女性の働きやすさの向上などジェンダー平等に資する内容の就業規則の作成や改定を行った場合に、要する費用の一部を助成する制度を新たに導入する予定です。

つきましては、制度の概要について報告します。

1 対象事項

女性の働きやすさの向上などジェンダー平等に資する項目を入れることを条件とした、中小企業における就業規則の作成又は改定を対象とします。(法律により就業規則の作成が義務づけられている場合を除きます。)

2 助成額

就業規則の作成又は改定に関し、社会保険労務士等へ支払う相談委託料の2分の1を、中小企業者に助成します。(上限10万円)

3 条件とする就業規則の項目(予定)

- ア セクシュアル・ハラスメントの禁止
- イ 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止
- ウ 性的指向・性自認等に関するハラスメントの禁止
- エ 産前産後の休業
- オ 母性健康管理の措置
- カ 育児時間及び生理休暇
- キ 育児・介護休業、子の看護休暇等

4 制度開始予定日

2023年(令和5年)7月3日